資料３

第９期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策３
認知症高齢者への支援の充実

検討資料

令和５年４月19日
第７回 練馬区介護保険運営協議会

1　目標

〇認知症とともに希望をもって日常生活を送れるよう、区民や関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます。

2　現状

○　令和５年１月現在、練馬区の認知症高齢者は約２万９千人と推計している。
令和７年には３万１千人に達し、令和22年には約４万３千人に増加すると見込まれている。

○　要介護認定者の約８割の方に認知症の症状があり、５割超の方が見守りなどの日常生活上の支援を必要としている。

○　認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。国は、令和元年６月に「認知症施策推進大綱」をとりまとめた。大綱では、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする、また、認知症であっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として進める方針が示されている。

○　「練馬区高齢者基礎調査」によると、認知症施策で必要なこととして、「認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくり」が最も多く、次いで「介護している家族の負担の軽減」が多くなっている。

2　現状

○　区は、認知症の早期発見・早期対応に向けた相談支援体制を整えている。

・令和３年10月から認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、70歳・75歳の方を対象に「もの忘れ検診」を実施している。令和５年度からは、対象者を70歳以上の希望者にも拡大する。（75歳以上の高齢運転者は、免許の更新に際し、認知機能検査の受検が義務付けられている。医師の診断書等を提出した場合、受検が免除されるが、練馬区もの忘れ検診の結果も免除に利用できることが警視庁から認められたことから、本年１月から周知を開始している。）

・支援のコーディネーターとして、認知症地域支援推進員を全ての地域包括支援センターに配置し、令和４年度には6,706件（令和５年２月末時点）の認知症に関する相談に対応した。

・地域包括支援センターで相談を受けた中で困難なケースについては、認知症専門相談（認知症初期集中支援チーム）として、認知症専門医による個別相談につなげている。

・受診が困難なケースについては、認知症専門医による自宅への訪問面接を令和３年度から実施しているほか、専門病院のスタッフが電話にて地域包括支援センター職員に相談・助言を行う支援事業を平成30年度から実施している。

○　認知症予防に向けた地域活動支援として、認知症予防プログラムを実施しているほか、区で養成した認知症予防推進員による認知症予防の啓発活動など、認知症予防事業の充実を図っている。

○　認知症発症要因のひとつといわれている耳の聞こえの問題を抱える高齢者の支援として、令和３年７月から高齢者補聴器費用助成事業を開始した。また、認定補聴器技能者を講師とした加齢性難聴に関する講演会を令和４年度から実施している。

2　現状

○　「認知症施策推進大綱」において、普及啓発・本人発信支援の推進が求められている。

○　認知症高齢者が地域の中で希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声・希望を聞く「本人ミーティング」を開催し、生活支援コーディネーターと連携して、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を令和３年度から実施している。

○　とうきょう認知症希望大使からのメッセージの発信やチームオレンジ活動の様子を展示するなど本人発信支援に取り組んでいる。

○　「練馬区高齢者基礎調査」によると、在宅での介護を継続していくうえで家族介護者自身が受けたい支援は「介護者が気軽に休息がとれるサービス」「介護者が旅行などの休養がとれるサービス」「介護者の身体的負担を軽減するサービス（マッサージなど）」が多くなっている。

○　在宅で介護をする家族等を対象に、介護学べるサロンや介護相談・交流カフェなど介護家族を支援する取組を進めている。

○　介護と就労の両立に対する家族介護者の不安解消を図るため、令和4年度から「両立支援チラシ」を作成・配布している。

○　認知症サポーターの養成や認知症の方と接する時の対応について考えるカードゲーム形式の研修プログラム「N-impro（ニンプロ）」を実施し、区民とともに認知症高齢者や家族をあたたかく見守る地域づくりを進めている。

○　「練馬区高齢者基礎調査」によると、成年後見制度の認知度について「名称も内容も知っている」が高齢者一般、これから高齢期ともに３割半ばとなっている。

○　練馬区における令和４年度末の成年後見制度の相談件数は1,642人。
「練馬区高齢者基礎調査」によると、成年後見制度の利用意向について「家族などが支援してくれるため、利用したくない」が約４割で最も高くなっている。「利用方法がわからないため利用したくない」が約１割となっている。

3　課題と取組

＜認知症の相談体制の充実と適時・適切な医療・介護の提供＞

○　認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするため、早期発見・早期対応の取組を進める必要がある。

➡　**認知症の早期発見・早期対応のために実施している「もの忘れ検診」は、令和５年度から対象者を拡大することとしている。検診の結果、認知機能が低下している高齢者は、これまで地域包括支援センターが個別支援してきたが、対象拡大を踏まえ、介護サービス事業者と連携し、支援体制を広げていく必要があるのではないか。**

➡　**75歳以上の高齢運転者が、運転免許更新時の認知機能検査で認知症の疑いがあった場合、免許返納後の個別支援を検討してはどうか。**

＜早期からの認知症予防活動の充実＞

○　認知症予防活動を推進する必要がある。

➡　**様々な場面で認知症予防について学べるよう、認知症予防の講座を認知症予防事業（脳活体操など）のみならず、運動や栄養改善等の一般介護予防教室においても実施してはどうか。**

➡　**早期からの認知症予防を普及するための「認知症予防講演会」をより多くの方が参加できるよう、オンライン配信を行うとともに、サテライト会場を設けて実施してはどうか。**

3　課題と取組

＜認知症高齢者本人や家族の思いを尊重して暮らせる地域づくり＞

○　認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域団体等と連携した見守りや居場所づくりなど、高齢者にやさしい地域づくりを進める必要がある。

➡　**地域における認知症への理解と認知症高齢者への支援を促進するため、認知症サポーター養成講座を積極的に周知するとともに、養成したサポーターのさらなる活用を図るべきではないか。**

➡　**町会・自治会などの地域団体や民間事業者等を対象に、「N-impro（ニンプロ）」を活用した認知症対応型研修を実施し、地域の見守り体制を強化すべきではないか。**

○　認知症高齢者も地域を支える一員として活躍し、社会参加している姿を積極的に発信することにより、認知症であっても希望をもって日常生活を過ごせる社会となるよう、地域における認知症への理解をさらに深める取組を進める必要がある。

➡　**認知症高齢者が地域で活躍している様子を積極的に発信すべきではないか。**

○　認知症高齢者が認知症とともに希望をもって生活できる地域づくりを進める必要がある。

➡　**「本人ミーティング」や「チームオレンジ活動」の充実を図ってはどうか。**

➡　**認知症施策検討に際して、認知症高齢者本人や家族の声を聞く機会を設けてはどうか。**

3　課題と取組

＜認知症高齢者本人や家族の思いを尊重して暮らせる地域づくり＞

○　家族介護者の負担軽減など、在宅での介護を支援する取組を進める必要がある。

➡　**高齢者基礎調査の結果を踏まえ、家族介護者が休息・休養がとれるサービスや、身体的負担を軽減するサービスなどを検討してはどうか。**

➡　**遠隔地に住んでいる家族が、地域包括支援センター職員の顔を見ながら相談できるよう、地域包括支援センターにおいてオンライン相談ができる体制を整備してはどうか。**

➡　**介護と就労の両立に向けた不安解消を図るための取組を充実してはどうか。**

○　増加する認知症高齢者に対応し、適切に権利を擁護していくため、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援策の充実に取り組んでいく必要がある。

➡　**成年後見制度の中核機関である「権利擁護センターほっとサポートねりま」の運営を強化すべきではないか。**

➡　**市民後見人の養成・支援等や法人後見の担い手育成など、後見人候補者の充実に取り組んではどうか。**

➡　**制度の周知・啓発や検討支援会議の充実を図ってはどうか。**

○　介護者による虐待を防止する取組を進める必要がある。

➡　**介護サービス事業者等と連携し、介護者による虐待防止の啓発に取り組んではどうか。**

参考データ

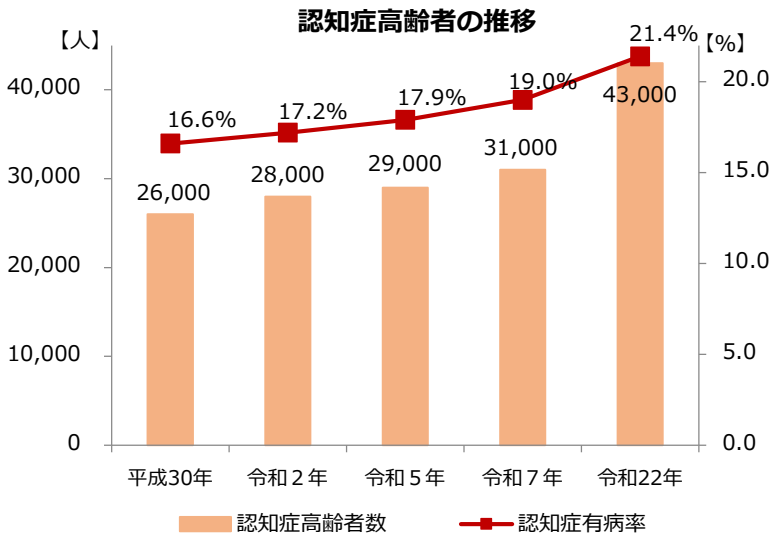

・認知症高齢者人口
令和22年には約１万４千人増加する見込み。

・認知症有病率
令和５年の17.9%から令和22年には21.4%に増加する見込み。

出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究を基に推計

要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合

・要介護認定者の約８割に何らかの認知症の症状があり、５割超に見守り等の何らかの介護の支援が必要とされる。

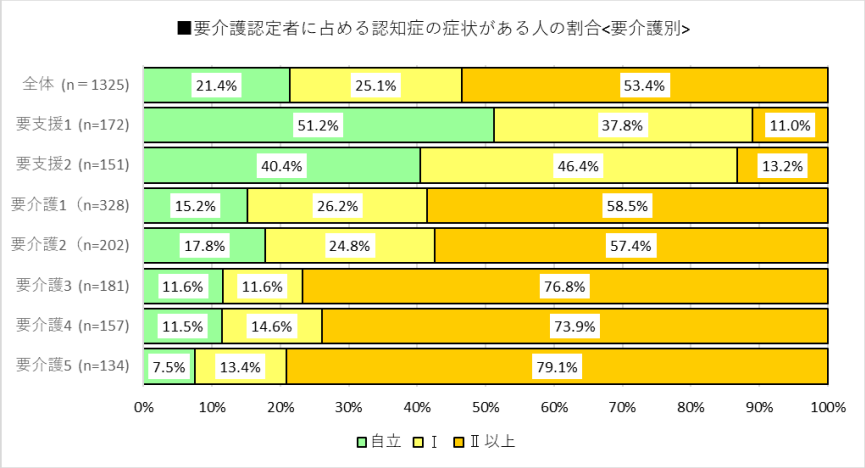

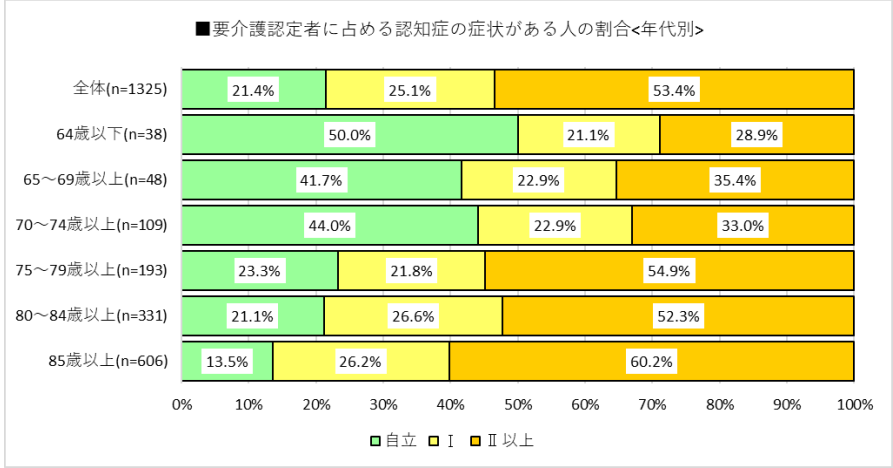

※「自立」認知症の症状のない方　「Ⅰ」何らかの認知症の症状のある方　「Ⅱ以上」見守り等の何らかの介護の支援が必要な方

出典：令和２年9月要支援・要介護認定審査分を分析し作成

参考データ

地域包括支援センターに期待すること

・「個々の高齢者に必要な支援内容を把握し、適切なサービスなどの利用につなげる」が４割半ばとなっている。

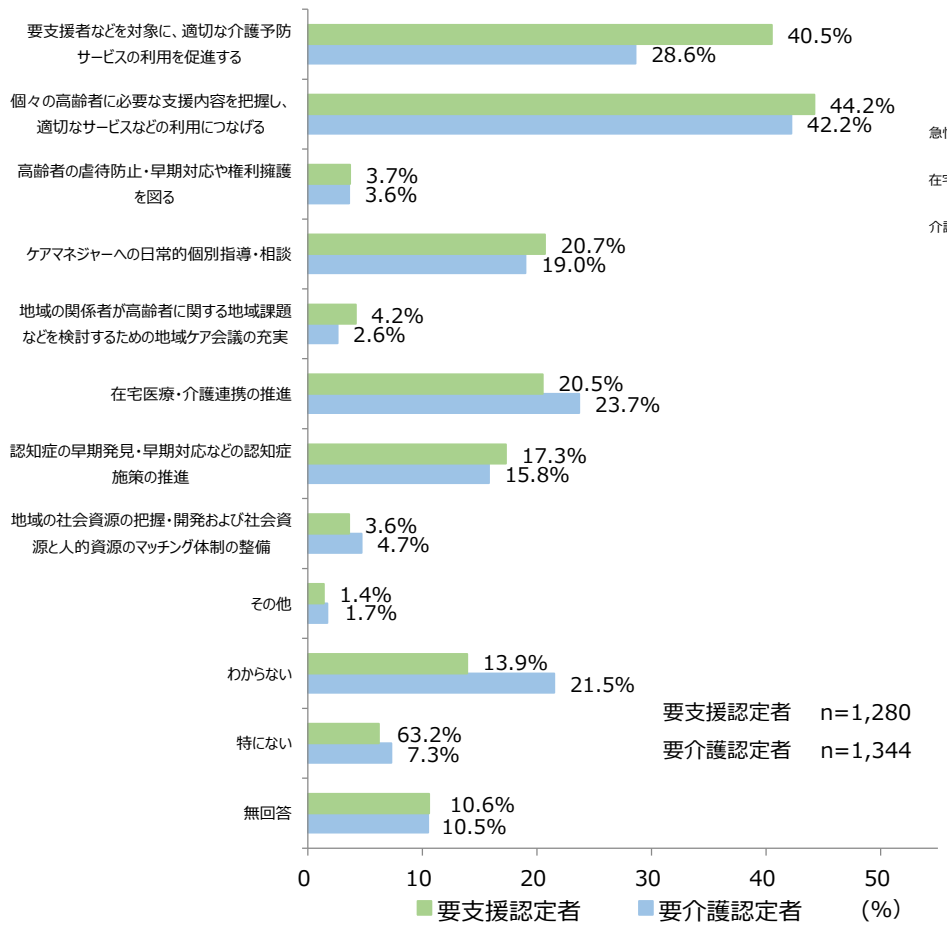

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

今後力を入れてほしい高齢者施策

・これから高齢期においては、「介護している家族への支援」が32.5%で最も高くなっている。

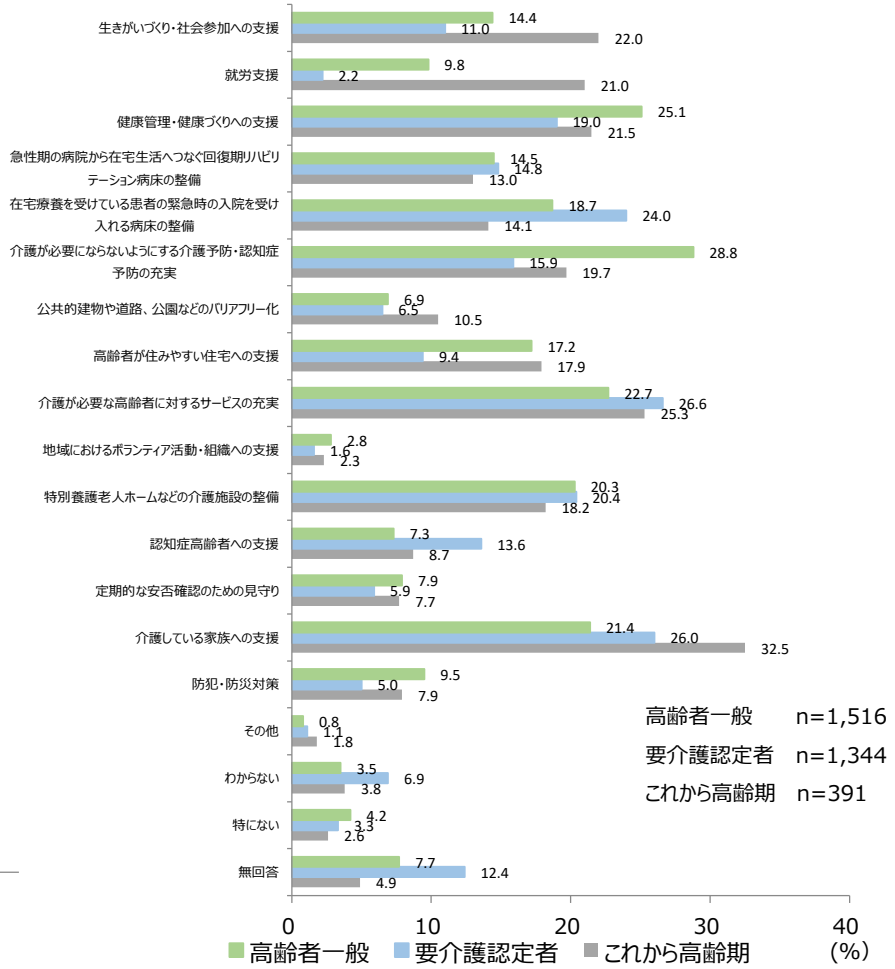

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

参考データ

認知症に関わる施策で必要なこと

・「認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくり」が最も高くなっている。

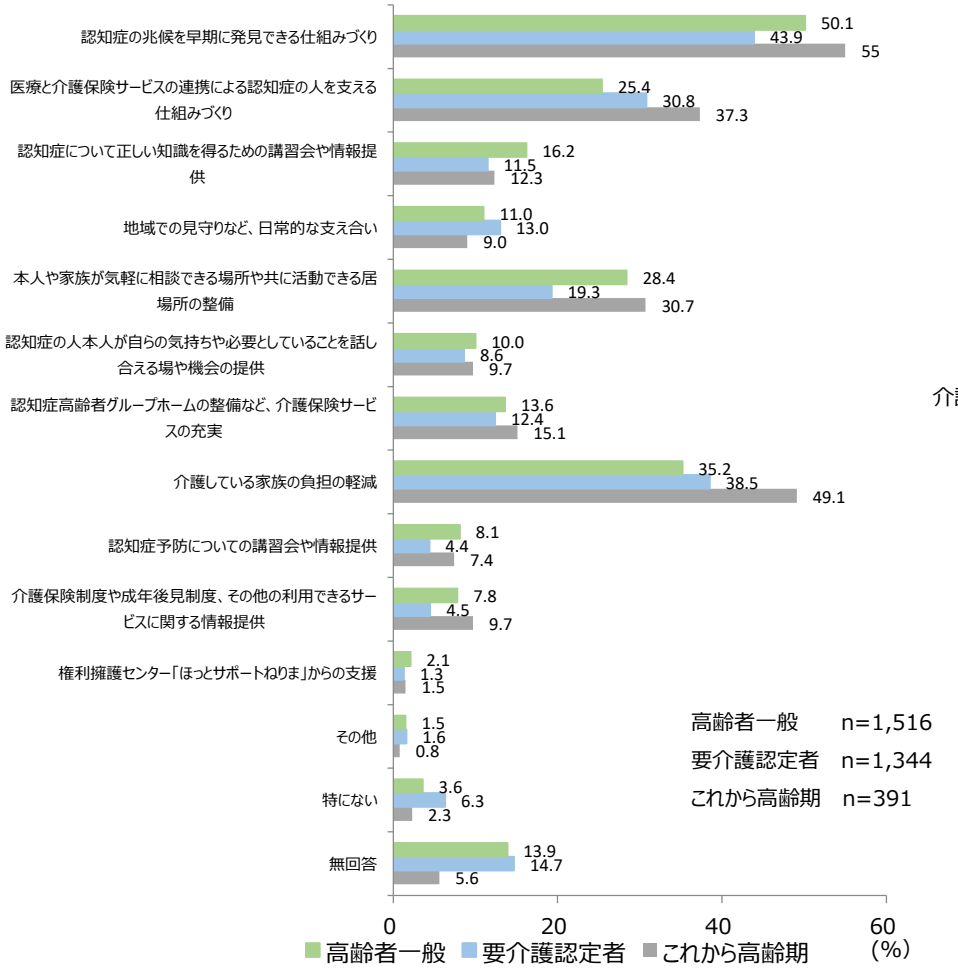

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

認知症の相談先

・「家族・親族」「かかりつけ医」が5割半ばと高く、「ケアマネジャー」「地域包括支援センター」と続いている。

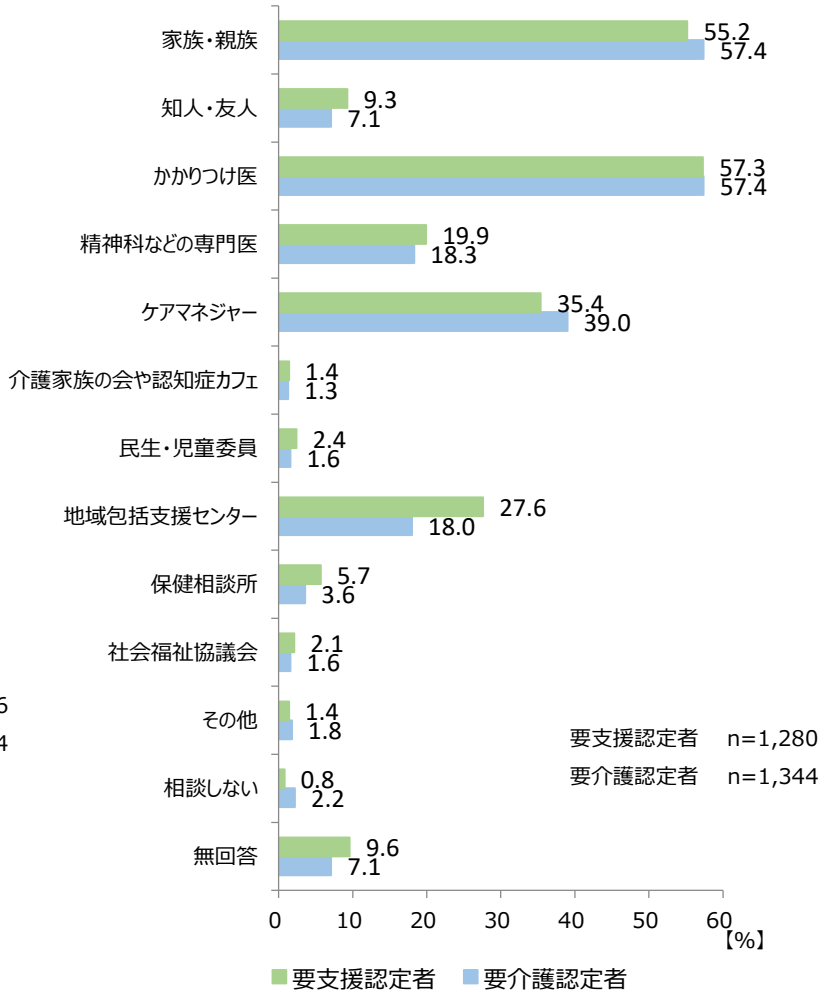

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

参考データ

介護をしていてつらいときの相談先

・「家族・親族」最も高く、「ケアマネジャー」と続いている。

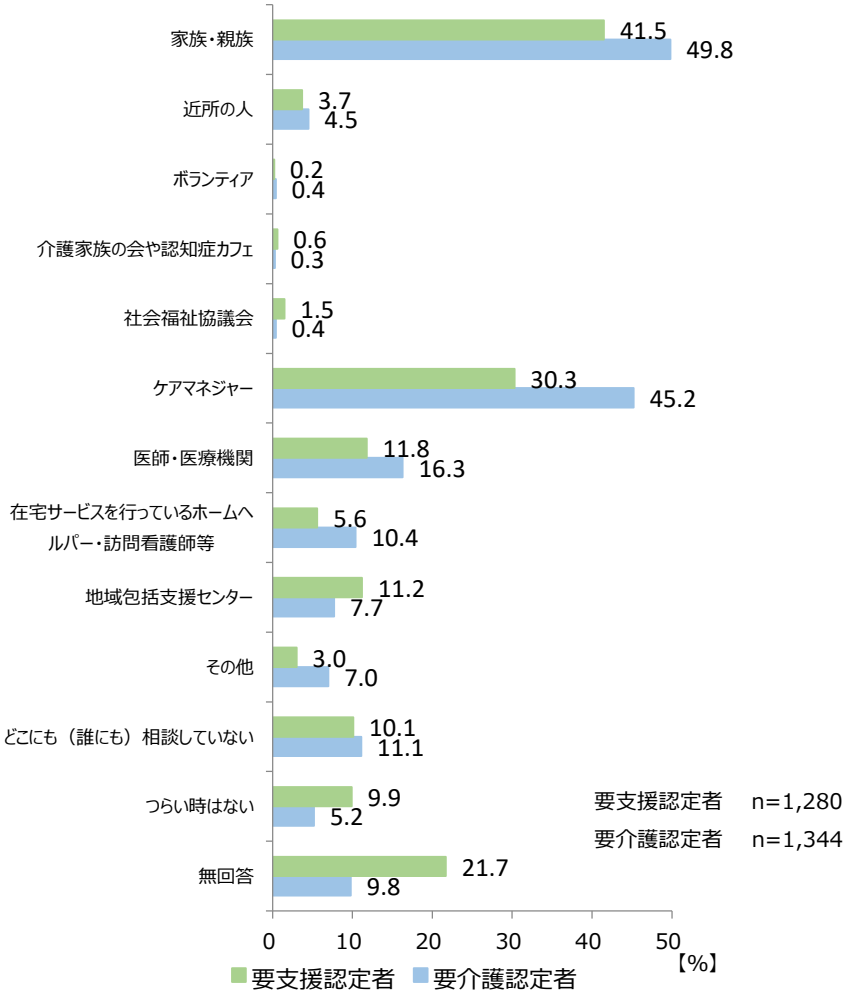

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

家族介護者の不安や困りごと

・「日中、家を空けることに不安を感じる」が最も高く、「精神的なストレスがたまっている」が続いている。

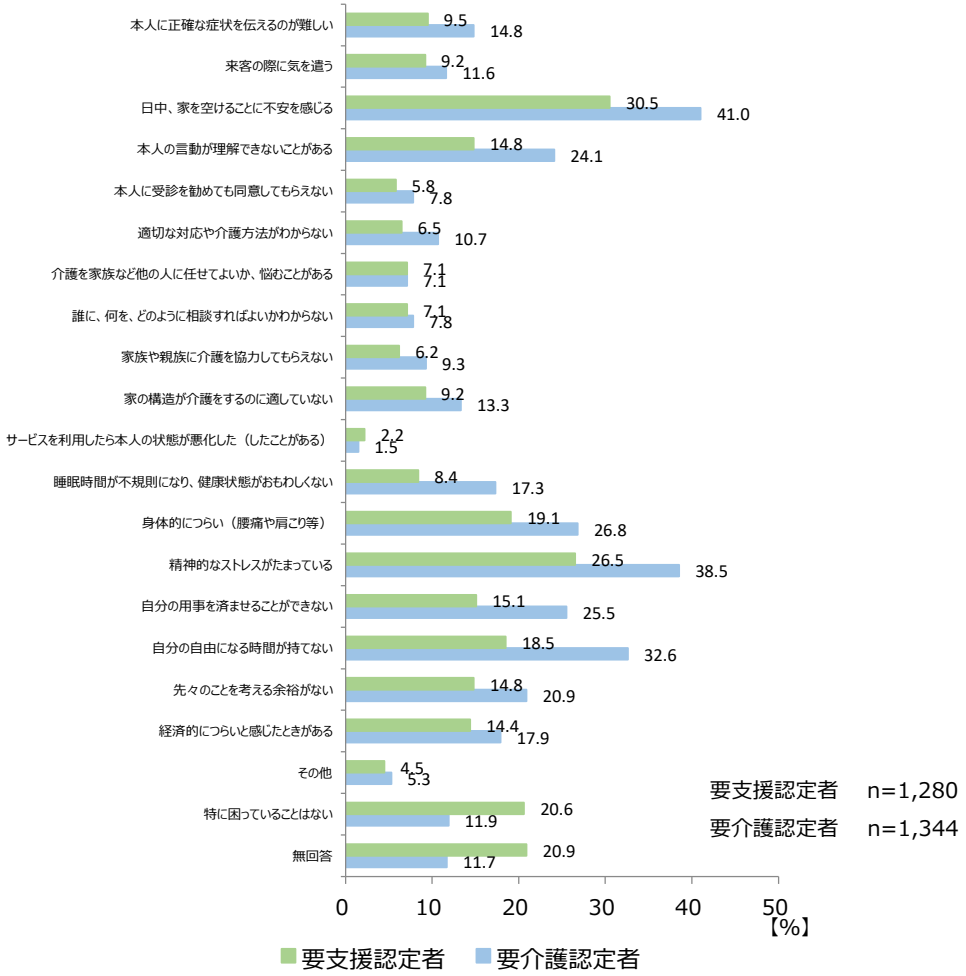

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

参考データ

在宅での介護を続けていくうえで、介護者自身が受けたい支援

・要介護認定者の家族介護者では「介護者が気軽に休息がとれるサービス（一時入所など）」が最も高く、「介護者が旅行などの休養がとれるサービス（一定期間の入所など）」が続いている。

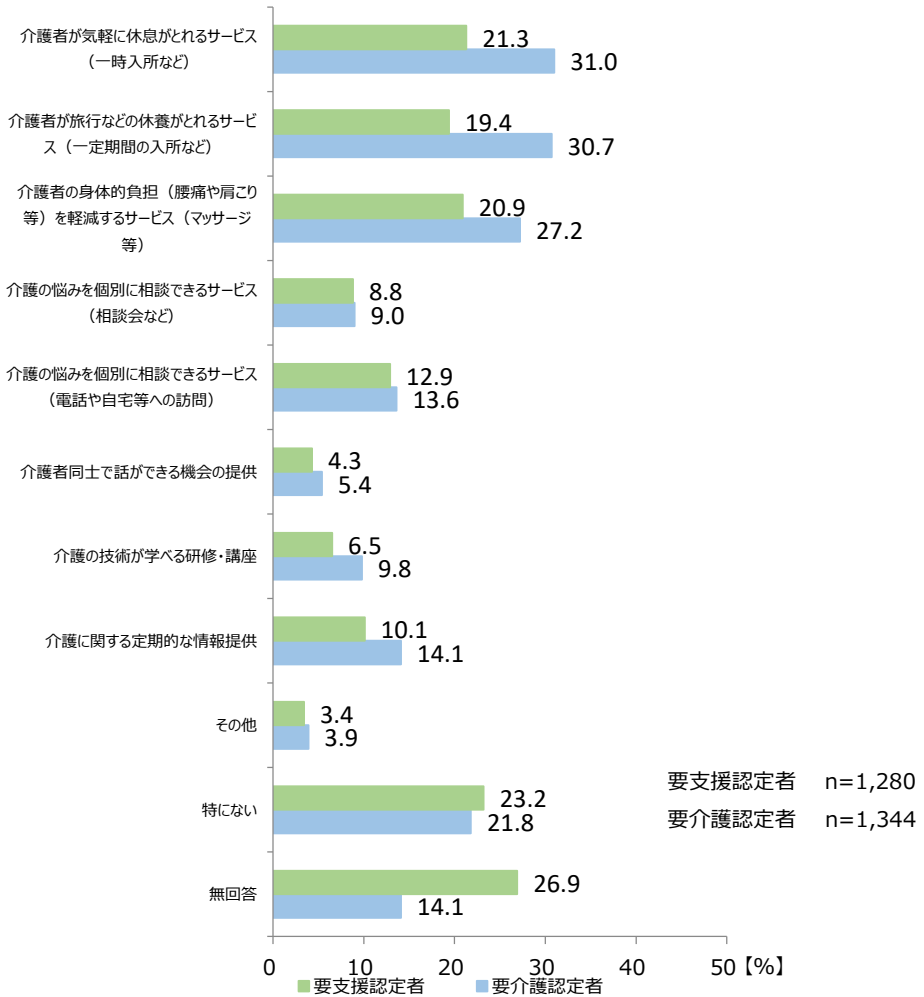

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

主な介護者の勤務形態

・主な介護者の約３割は働いている。

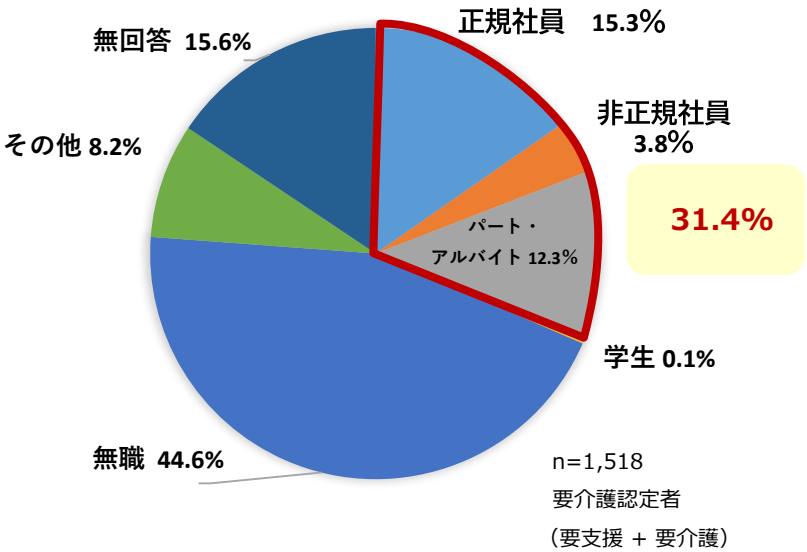

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

参考データ

成年後見制度の認知度

・高齢者一般、これから高齢期では「名称も内容も知っている」が３割半ばとなっている。

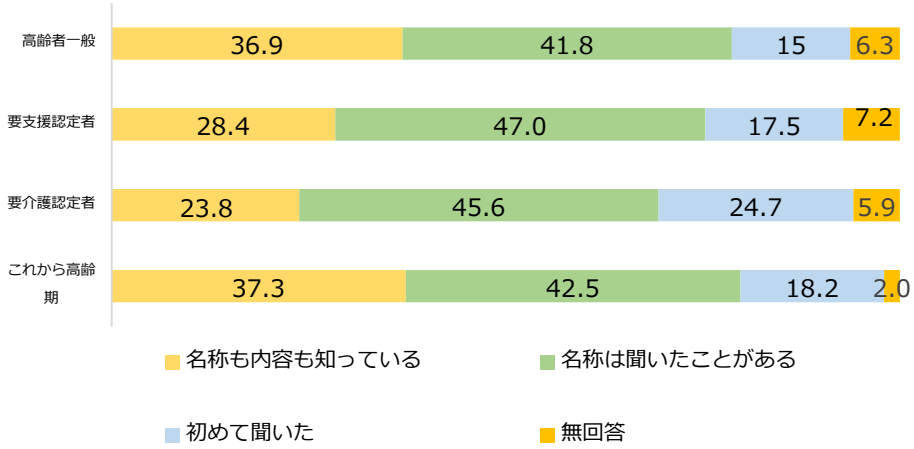

高齢者一般　n=1,516
要支援認定者　n=1,280
要介護認定者　n=1,344
これから高齢期　n=391

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

成年後見制度の利用意向

・「家族などが支援してくれるため、利用したくない」が最も高くなっている。制度の内容や利用方法を理由に利用したくないと回答する方が１割程度いる。

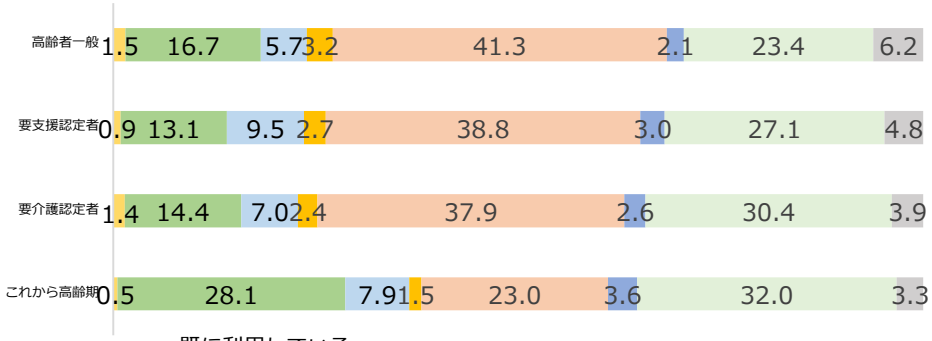

高齢者一般　n=1,516
要支援認定者　n=1,280
要介護認定者　n=1,344
これから高齢期　n=391

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

現在の主な取組

事業名	事業概要	令和４年度実績
1　早期からの認知症予防活動の充実		
認知症予防プログラム	認知症予防に効果があるとされる活動を習得するとともに、活動を継続的に行う自主グループの立ち上げを目指すプログラム。	SNS交流編：4教室 絵本読み聞かせ編：2教室 脳活体操編：3教室
2　認知症の相談体制の充実と適時・適切な医療・介護の提供		
もの忘れ検診	70歳・75歳を対象に実施している「もの忘れ検診」を、５年度から70歳以上の希望者にも拡大。希望者は、地域包括支援センターの窓口等で認知症チェックリストを行い、20点以上となった場合、受診券を郵送する。検診結果に応じて、専門医療機関の受診や介護保険サービスなど、一人ひとりに合わせた支援につなぐ。	70歳・75歳対象に実施 67名を個別支援
認知症専門相談 （認知症初期集中支援チーム）	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人や家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね６ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行う。	地域包括支援センター認知症相談数　6,706件（令和５年２月末時点） 初期集中　58回実施
在宅療養推進協議会 認知症専門部会	高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が連携して推進するため協議を行う。	在宅療養推進協議会２回 認知症専門部会　　３回
認知症専門病院との連携	ケースの困難度により、認知症疾患医療センター（慈雲堂病院）や認知症病床を有する病院（陽和病院）の協力を得ながら対応。必要に応じて専門医による訪問面接を行う。	電話相談　86件 訪問面接　２件
認知症医学講座	若年性認知症を含む認知症の知識を普及を図るため、専門医による講座を行う。	1回　16名参加
医療と介護の連携	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議等を通じて、医療と介護の連携を構築する。	実施

現在の主な取組

事業名	事業概要	令和４年度実績
3　認知症高齢者本人や家族の思いを尊重して暮らせる地域づくり		
認知症サポーター養成 本人ミーティング チームオレンジ活動	認知症サポーター養成講座・高齢者支え合いサポーター育成研修を実施し、認知症サポーターを養成する。認知症高齢者・家族の声や希望を聞く本人ミーティングをとおして、認知症サポーターとともに地域で活動するチームオレンジ活動をとおし活躍する姿を発信する。	・25か所の地域包括支援センターで実施・ ・チームオレンジ展1回 ・認知症サポーター養成講座受講者数935人 ・N-impro373人
認知症ガイドブック	練馬区における認知症ケアパスや相談機関、支援サービス等を区民に対してわかりやすく示し、認知症とともに安心して暮らせる方策について啓発を図る。	5,000部発行
介護者支援	在宅で高齢者を介護する家族を対象に、介護学べるサロン・介護相談交流カフェ・介護なんでも電話相談等を実施	・介護相談交流カフェ7回 ・介護家族支援者交流会1回 ・介護学べるサロン21回 ・介護なんでも電話相談75件 ・認知症フォーラム１回
位置情報提供サービス利用料助成	認知症により外出したまま自宅に戻れない症状がある方の家族向けに、GPSを利用した位置情報提供と現場急行サービスの利用料を助成	52人
三療サービス	65歳以上の申請者に対して、はり・きゅう・指圧マッサージのサービスのうちいずれか施術1回につき1,500円で受けられる利用券を一人4回まで送付。	7,118件
成年後見制度の利用促進	本人の状況に適した後見人を選任するための検討支援会議の実施や市民後見人の養成研修の開催、法人後見の受任、後見人への報酬助成等	検討支援会議　12回 市民後見人養成研修77人（累計） 法人後見　４件受任 報酬助成　46件

現在の主な取組

もの忘れ検診対象者拡大

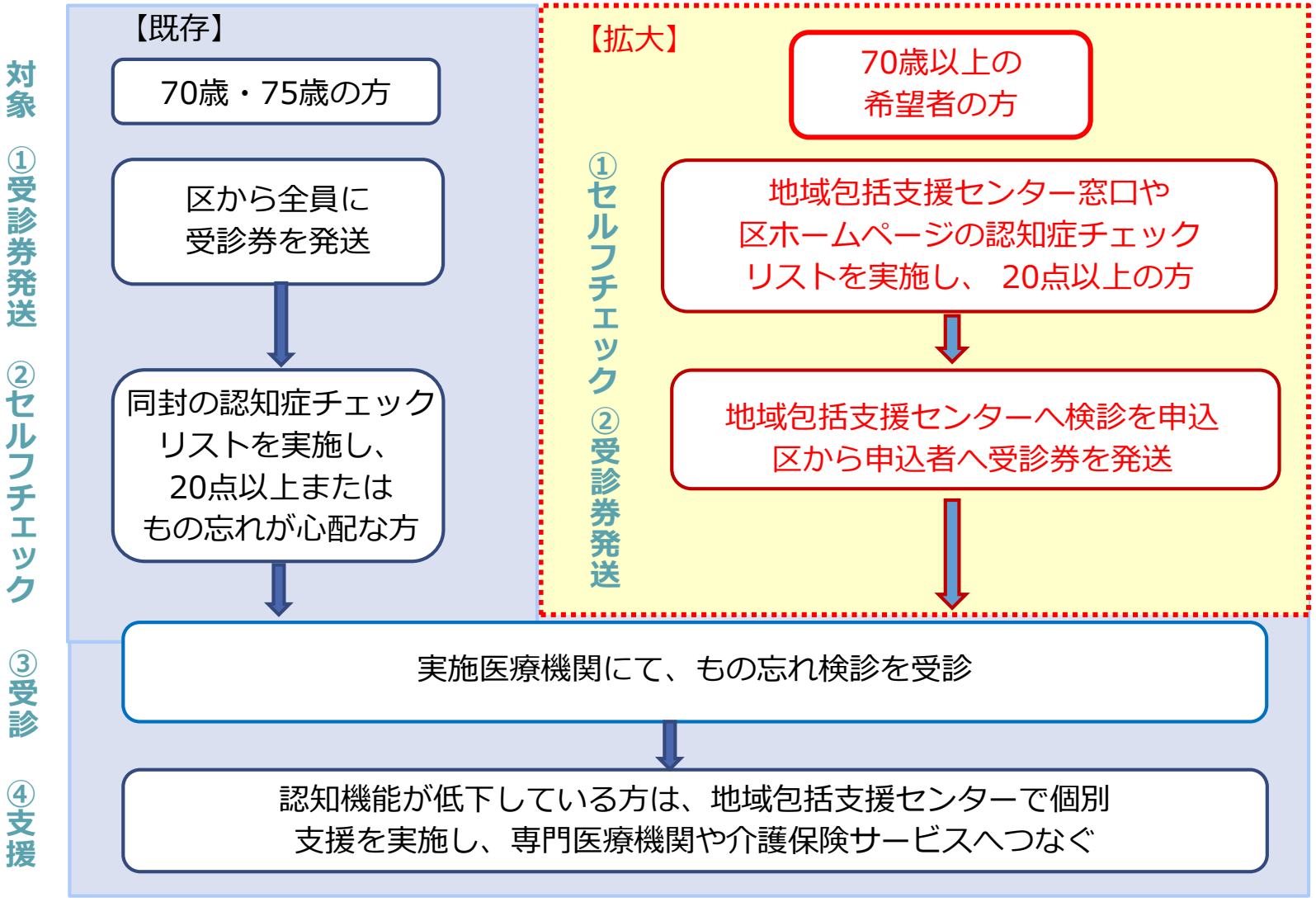

現在の主な取組

認知症相談体制

○27か所地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置
○随時相談を受付。必要に応じて認知症初期集中支援チームによる訪問相談を実施。
○医師の見立てや助言が必要なケースは、専門医が参加するチーム員会議に諮る（４圏域×月１回）
○ケースにより認知症疾患医療センター（慈雲堂病院）や認知症病床を有する病院（陽和病院）の協力を得ながら対応
○認知症の早期発見・早期対応と困難ケースへの支援構築にあたる
○令和４年度実績　　地域包括支援センター認知症相談25か所　延6,706件（令和５年２月末時点）
認知症初期集中支援チーム対応件数　58件

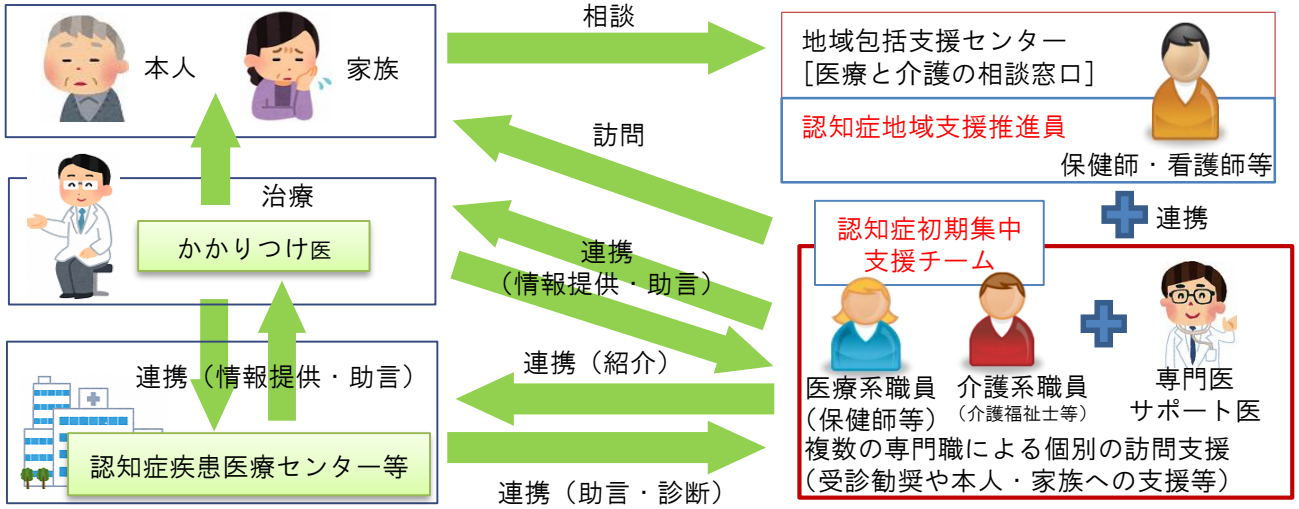

現在の主な取組

介護者支援事業

介護家族の会・認知症カフェ（介護家族の会11か所、認知症カフェ11か所）
〇区内の地域団体の一覧表を区ホームページで紹介

認知症フォーラム（１回　参加者 91人）
〇認知症に関するタイムリーな話題を提供・各団体紹介
（練馬区地域包括支援センター、練馬区社会福祉協議会権利擁護センター
ほっとサポートねりま、練馬区介護サービス事業者連絡協議会、練馬区薬剤師会、
慈雲堂病院認知症疾患医療センター、　若年認知症ねりまの会MARINE、
ＮＰＯ法人認知症サポートセンター・ねりま）

仕事をつづけながら介護をするために
～仕事と介護の両立支援ちらし～の発行（5千部）
〇仕事と介護の両立支援ちらしを、地域包括支援センター、図書館、
区民事務所など区立施設で配布、うら面の「介護のストレスチェックシート」は、
家族を介護している方が自身でチェックできる。

※数値は令和４年度実績

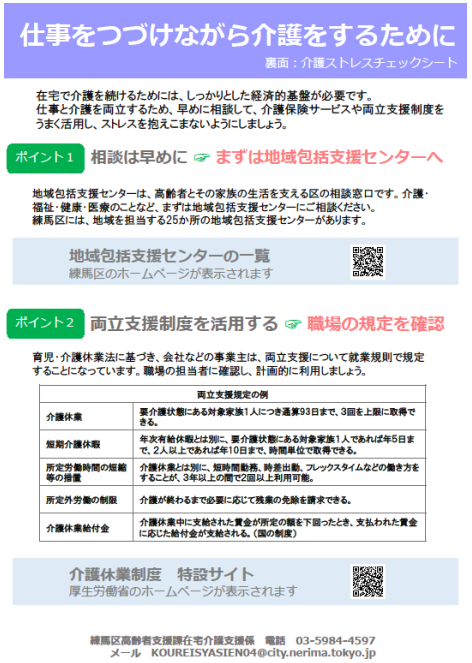

仕事をつづけながら介護をするために
裏面：介護ストレスチェックシート

在宅で介護を続けるためには、しっかりとした経済的基盤が必要です。
仕事と介護を両立するため、早めに相談して、介護保険サービスや両立支援制度をうまく活用し、ストレスを抱えこまないようにしましょう。

ポイント1　相談は早めに ☞ まずは地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える区の相談窓口です。介護・福祉・健康・医療のことなど、まずは地域包括支援センターにご相談ください。
練馬区には、地域を担当する25か所の地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターの一覧
練馬区のホームページが表示されます

ポイント2　両立支援制度を活用する ☞ 職場の規定を確認

育児・介護休業法に基づき、会社などの事業主は、両立支援について就業規則で規定することになっています。職場の担当者に確認し、計画的に利用しましょう。

両立支援規定の例	
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限に取得できる。
短期介護休暇	年次有給休暇とは別に、要介護状態にある対象家族1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、時間単位で取得できる。
所定労働時間の短縮等の措置	介護休業とは別に、短時間勤務、時差出勤、フレックスタイムなどの働き方をすることが、3年以上の間で2回以上利用可能。
所定外労働の制限	介護が終わるまで必要に応じて残業の免除を請求できる。
介護休業給付金	介護休業中に支給された賃金が所定の額を下回ったとき、支払われた賃金に応じた給付金が支給される。（国の制度）

介護休業制度　特設サイト
厚生労働省のホームページが表示されます

練馬区高齢者支援課在宅介護支援係　電話　03-5984-4597
メール　KOUREISYASIEN04@city.nerima.tokyo.jp

チームオレンジ活動

本人ミーティング（25か所の地域包括支援センターで実施）
〇認知症高齢者が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、地域の中で希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう暮らしやすい地域のあり方等を話し合う場。

チームオレンジ活動（25か所の地域包括支援センターで実施）
〇認知症高齢者・家族の声や希望を聞く「本人ミーティング」をとおして、地域の認知症サポーターの方とともに手芸や音楽などの地域活動を行うしくみ。
〇認知症とともに生きる人たちが、地域に向けて取組を発信するチームオレンジ展を開催
〇とうきょう認知症希望大使からのメッセージを認知症サポーター養成講座などで発信。